

タイ国 法律改訂情報 Vol. 1

皆様こんにちは。第1回目の“タイ国 法律改訂情報”は、「**移民労働者のクォータ申請及び労働許可証延長申請書類、申請手続き**」についてです。

最近、タイ人ワーカーの採用にお困りの企業様が多く、ミャンマー人、ラオス人、カンボジア人（労働省雇用局では“移民労働者”と表現）を採用する動きが見られます。採用していく中で、法律はどうなっているのか？と質問を受けることも多々あります。現在、移民労働者について明確な法律はなく、採用に関して、クォータ申請の方法と手続きがあるだけとなっております。今回は、その申請方法について記載いたします。

移民労働者のクォータ (割当: quota โควตา) 申請及び労働許可証延長申請書類、申請手続き

手順1: 外国人労働者雇用希望申請 (クォータ申請: ขอโควตา คุกอเตอร์)

下記の2ケース。

【ケース1】

2006年にクォータの割り当てを受けた雇用者が、前回と同一内容の申請を希望しており、事業所所在地及び雇用を希望する外国人労働者数も同一である場合、クォータの延長申請を行う。申請に必要な書類は、以下のとおり。

1. 2006年度に交付され、2006年12月31日まで有効との記載のあるクォータ証 (ใบโควตา คุกอเตอร์) 原本及びコピー 1部
2. 雇用者の国民身分証明書コピー1部
3. 雇用者の委任状 (雇用者本人が提出できない場合)、被委任者の国民身分証明書のコピー及び収入印紙10バーツ

【ケース2】

クォータの割り当てを初めて申請する雇用者または以前クォータを受けた雇用者が、クォータの内容変更を希望する場合。例えば、事業所を移転する場合、外国人労働者数を増やす場合など。その場合、外国人労働者雇用希望申請を行う。申請に必要な書類は、以下のとおり。

1. 外国人労働者雇用 (クォータ) 希望申請書 (แบบแจ้งความต้องการจ้างแรงงานต่างด้าว เบ้าปะเจ้านก์คว้ามต๋นคันจ้านเรนกันตันด้าว)。詳細記入済みのもの2部
2. 国民身分証明書、住民登録証 (ทะเบียนบ้าน ท้าเบียนบ้าน) 及びそれぞれのコピー (一般個人の場合)
3. 法人登記簿謄本 (หนังสือรับรองการจดทะเบียนนิติบุคคล นันส่วร่าปปร่อนกันจ้อยต้าเบียน นีท้าปู้ค๋น) (6ヶ月以内に発行されたもの)、VAT登録証 (ทะเบียนภาษีมูลค่าเพิ่ม (ภพ20 ป้อป้อ 20)) コピー、署名権限者の身分証明書 (法人の場合)

4. 事業所所在地が雇用者の住民登録証(一般個人の場合)または法人登記簿謄本(法人の場合)に記載されたものと一致しない場合、関連するその他の証拠書類を提出すること。
(例) 事業運営を証明する書類
(เอกสารแสดงการประกอบธุรกิจ เอเคอร์นซาเด้นคาร์น普拉コープトウラキット)
工場操業許可書
(หนังสืออนุญาตจัดตั้งโรงงาน นานส์-อานยาร์ทจั๊ตตันลอนการ์น (รง.4 โลโก้-4))
商業登記簿 (ทะเบียนพาณิชย์ตาเบียนเปอร์นิต)
土地/建物賃貸借契約書 (สัญญาเช่าสถานที่ ซานยาร์ชาウサターンตี้)
建設請負契約書 (สัญญารับเหมาก่อสร้าง ซานยาร์ลัปมาウコーサー)
土地権利証書 (โฉนดที่ดิน ชาโน่-ตตี้-ดีน)
購買契約書 (สัญญาซื้อขายซานยาร์-สูกาย) 等
5. 事業所所在地を示す地図 (แผนที่แสดงที่ตั้งของสถานประกอบการ เพ้นตี้-ซาเด้นตี้-ตันคอน-ซาターン-普拉コー-ปคาร์)
6. 雇用者の委任状 (雇用者本人が提出できない場合)、委任者及び被委任者の国民身分証明書 コピー、収入印紙10バーツ

手順2: 健康診断及び健康保証

雇用者/事業所の所有者は、外国人労働者に保健省の指定する医療機関にて健康診断を受けさせ、当該労働者の健康保証を受けること。

指定機関とは、タクシン病院、ルートシン病院、ジャルーンクルンプラチャーラック病院、バンコク9インターナショナル病院、中央病院、ラーチャウィティー病院、ノッパรัตラーチャーニー病院、ワチラパヤバーン病院など。

当該機関にて、ワーキングパーミット申請において提出する医療診断書 (ใบรับรองแพทย์ ไบรลัป-รอนเปอร์ต) を申請する。

健康診断料として、一人につき600バーツ、健康保証料として1,300バーツを支払う。

(備考: ワークパーミット更新時に診断書が必要となるため、早急に医療機関に連絡し、外国人労働者の健康診断を手配すること。また円滑な手続きのため、予めバンコク第7地区雇用事務局 (สำนักจัดหางาน กรุงเทพมหานครพื้นที่7 ซัม-นัค-จั๊ต-ฮาร์-การ์-น-ครัน-เต-ป-เค-ต-ปู-น-ตี้-เจ-ต) にワーキングパーミット延長の日時を伝えておくこと。)

手順3: 外国人労働者の労働許可証申請/受領

申請に必要な書類は、以下のとおり。

1. TorThor.13様式 (แบบตท.13 เบื่อ-ต-ต-13)。詳細記入済みのもの
2. 手順2において更新の証明を受けた、2006年度交付の外国人雇用許可通知書
(หนังสือแจ้งผลการอนุญาตให้งานแรงงานต่างด้าว นานส์-เจ-เอ-น-ป-น-คาร์-น-อ-น-ย-าร์ท-ไฮ-เจ-เอ-น-เรน-การ์-น-ตัน-ด-าว) (クオータ証 ใบโควตา-ไบ-ク-オ-ター) 原本1部及びコピー1部
3. 労働許可証 (บัตรใบอนุญาตทำงาน บัด-บ-ไ-ย-น-ย-าร์ท-ต-ม-การ์-น) (ピンク)
または仮労働許可証 (ใบแทนใบอนุญาตทำงาน ไบ-เต-น-ไ-ย-น-ย-าร์ท-ต-ม-การ์-น)
(申請受領書 (ใบรับคำขอ-ไบ-ร-ลัป-ค-ม-ค-อ))、及び領収書 (原本)、それらのコピー1セット
4. 外国人のTorRor.38/1様式 (ทร.38/1 ต-ร-38/1) 原本及びコピー1部 (第3項の労働許可証 (ピンク) がない場合)

5. 医療診断書原本または健康診断の領収書コピー
6. 雇用者の委任状(雇用者がTorThor.13様式に署名をしていない場合)、雇用者及び被委任者の国民身分証明書コピー、収入印紙10バーツ
7. 外国人労働者の委任状(外国人労働者本人が提出できない場合)、被委任者の国民身分証明書コピー、収入印紙10バーツ
8. 期限1年以内の労働許可証発行手数料1,900バーツ(手続き簡易化のため、一度に10人以上の労働者の更新手続きを行う雇用者は、手数料をクルンタイ銀行(支店は問わず)の銀行小切手によりお支払いください。)

外国人労働者が、期限を過ぎても労働許可証の更新を行わない場合、当該労働者は許可証の期限が切れた時点で不法就労とみなされ、3ヶ月以下の懲役または5千バーツの罰金もしくはその両方が課され、自国に強制送還される。

雇用者は、不法労働者を雇用した、もしくは許可証の規定に反する雇用形態または条件で外国人を雇用したとして、3年以下の懲役または6万バーツ以下の罰金もしくはその両方が課される。

出典： 外国人労働者管理事務局(労働省雇用局) ホームページ

สำนักงานบริหารแรงงานต่างด้าวสามัคคีบ้านโป่งโพธิ์เรนกันตอร์นเดอร์

(กรมการจัดหางานกระทรวงแรงงานโครムกันจัทพ์ハーกัน、クラスワンเรนกัน)

翻訳者：高野 香(TJ Prannarai 翻訳事業部)

上記情報は、各県により若干異なります。詳細は所在地の労働省雇用局へお問い合わせください。

タイ語の原文がございます。ご入用の方はお問い合わせください。

「タイ国 法律改訂情報」は、毎月第3木曜日に発行いたします。

E-mailでの送付となりますので、ご興味がある方は、下記までお問い合わせください。

取り上げて欲しいトピックございましたら、下記までご連絡ください。

【発行元】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd.

TEL: 0-2712-3199

E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

前田 千文

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ